

## 山口市安心快適住まいの助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民が安心して快適に長く住み続けられるように、市民が市内施工業者を利用し、住宅リフォーム工事（以下「工事」という。）を行った場合に、予算の範囲内において経費の一部を助成し、もって個人消費を促し市内経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住に供している家屋（マンション等の集合住宅にあっては専有部分をいう。）をいう。
- (2) 市内施工業者 本市に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者であって、市内において1年以上継続して事業を営んでいる者をいう。
- (3) 市税 個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税をいう。

### (実施主体及び運営主体)

第3条 この事業の実施主体は山口市とする。ただし、事業の運営は市長が認めた団体（以下「運営主体」という。）に委託するものとする。

### (助成対象者)

第4条 助成対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 助成を受けようとする市内の住宅に居住し、本市に住民登録を有する者、または工事完了までに本市に居住し本市に住民登録をする者
- (2) 本市に納税義務のある市税を滞納していない者

### (住宅の範囲)

第5条 店舗又は事務所との併用住宅については、助成対象者が自己の居住に供している部分のみを対象とする。

### (助成対象工事)

第6条 助成の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、別表に掲げる工事であって、かつ次の各号に掲げる全ての要件に該当する工事とする。

- (1) 市内施工業者に依頼して行う工事
- (2) 工事金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を除く。以下同じ。）が10万円以上の工事

(3) 第11条に定める交付決定の通知後に工事に着手し、平成30年1月31日までに完了する工事

(助成対象経費)

第7条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条に定める助成対象工事にかかる経費の内、次の各号に定める助成等を受けた経費を除くものとする。

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費
- (2) 山口市重度障害者等住宅改修費
- (3) 山口市合併処理浄化槽設置整備事業補助金
- (4) 山口市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金
- (5) 山口市みどりの生活通り推進事業補助金
- (6) 山口市空き家バンク改修事業補助金

(助成金の額)

第8条 助成金額は、助成対象経費に100分の10を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。ただし、平成11年4月2日以降に生まれた18歳以下の子を養育する助成対象者にあつては、助成対象経費に100分の20を乗じて得た額とし40万円を限度とする。

2 前項の定めにより算定した助成金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(助成金の交付)

第9条 運営主体は、助成金として前条の定めにより算定した助成金額と同額の市内共通商品券を助成対象者に交付するものとする。

(交付の申請)

第10条 助成金の交付を申請する者は、運営主体が定める日までに山口市安心快適住まいる助成事業助成金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて運営主体に申請しなければならない。

2 前項の申請は、同一住宅及び同一人について当該年度1回限りとする。ただし、住宅に接していない門、塀、柵、垣根及びスロープの設置工事については、同一敷地及び同一人につき当該年度1回限りとする。

(交付の決定)

第11条 運営主体は、助成金交付申請者から前条に定める申請があつたときは、これを審査し、適当であると認めたときは、助成金交付申請者に対し山口市安心快適住まいる

助成事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 運営主体は、前項に規定する交付の決定にあたり、市に対し意見を求めるものとする。

また、市と協議し、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第12条 前条第1項の定めによる交付決定者が事業を中止するときは、遅滞なく山口市安心快適住まいる助成事業計画取下げ書（第3号様式）を運営主体に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による提出があったときは、当該申請はなかったものとみなす。

（工事完了届）

第13条 交付決定者は、工事が完了したときは当該工事の完了日から30日以内に山口市安心快適住まいる助成事業工事完了届（第4号様式）に必要な書類を添えて運営主体に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第14条 運営主体は、交付決定者から前条に定める工事完了届の提出があったときは、工事完了届の内容を審査し、現地調査等により、工事の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定者に対し工事完了届の提出日から15日以内に山口市安心快適住まいる助成事業助成金交付確定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 前項に定める通知を受けた交付決定者は、速やかに山口市安心快適住まいる助成事業助成金請求書兼領収書（第6号様式）を運営主体に提出するものとする。

3 運営主体は、前項に定める請求書の提出があったときは、これを審査し、適当であると認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第15条 運営主体は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、助成金が既に交付されているときは、その返還を命じることができる。

（1）偽りの申請その他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（2）当該要綱に定める助成の要件を欠くこととなったとき。

（3）助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

（4）その他、運営主体が不相当と認めるとき。

2 運営主体は、前項に規定する交付の取り消しにあたり、市に対し意見を求めるものと

する。

- 3 前2項の規定は、前条第1項の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(権限譲渡等の禁止)

第16条 交付決定者は、助成金の交付を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第17条 山口市安心快適住まいる助成事業の実施にあたり、この実施要綱に定めるもののほか必要な事項は、山口市と運営主体において協議し決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

工 事 の 内 容	備 考
屋根、外壁、軒天の改修、塗装、コーキング	
雨樋の取替	
床、壁、天井材の張替	
ドア、ふすま、障子等の建具や畳の取替、張替	
ガラス、網戸の交換	
サッシ、雨戸の設置、取替	
カウンター、棚の設置	
間取り等の変更に伴う壁等の改修	
床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置	
耐震補強工事	
浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の改修	
給排水衛生設備工事	住宅内の工事に限る
システムキッチンの設置	IH クッキングヒーター、ガスコンロ、オープン、食器洗浄機については、キッチン組み込みのものに限り対象
コンロの取替え工事	
ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置	エコキュート等の高効率給湯器を含む
太陽熱利用機器の設置	自然循環型太陽熱温水器、ソーラーシステム（太陽光発電を除く）
火災報知機の設置	
防犯カメラ等の防犯機能の付加又は強化のための工事	
換気扇、換気空清機ロスナイの設置	
床暖房設備工事、ペレットストーブの設置	
スイッチ、コンセント、配線等の電気工事	
玄関フード・サンルームの増築	住宅と一体であること
バルコニーの増築	
住宅と同一棟の車庫、物置等の改修、増築	
増築	ただし、既存住宅と離れた別棟や渡り廊下でつながる別棟を新增築するものは対象外
併用住宅のうち、住居部分に係る改修、増築	
門、塀、柵、垣根、スロープの設置工事	新築工事に伴うもの（築後1年以内）は対象外
ウッドデッキ、パーゴラの設置	母屋に接するものに限る

※機器等の設置については、取付工事を伴うものが対象となります。